

第1回 近畿道路啓開計画協議会

開催日：令和7年9月4日（木）15:00～
開催場所：近畿地方整備局 5階共用会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 事
 - (1) 近畿道路啓開計画協議会の規約について
 - (2) 道路法改正による道路啓開の新たな枠組みについて（概要）
 - (3) 今後の進め方
4. その他
5. 閉 会

近畿道路啓開計画協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「近畿道路啓開計画協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、大規模災害発生時における道路啓開を迅速かつ円滑に実施するため、近畿ブロック（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県の区域）における、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、道路啓開の実施に係る連絡調整その他道路啓開を効果的に行うために必要な協議を行い、道路啓開の実効性向上を目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- （1）対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- （2）優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること。
- （3）道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- （4）道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること。
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、関連道路管理者及び各種関係団体等（以下、「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 協議会には会長、副会長を置くものとし、会長は近畿地方整備局道路部長を、副会長は近畿地方整備局道路情報管理官をもって充てる。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 協議会の構成員は、別紙-1のとおりとする。ただし、会長は、必要に応じ構成員以外の者の協議会への出席を求めることができる。
- 5 協議会は、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けることができる。ワーキンググループを設置した場合は、検討結果を協議会に報告しなければならない。

（協議結果の尊重）

第5条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議会及び協議会の資料等の公開)

第6条 協議会は原則として非公開とする。

2 協議会の配付資料及び議事概要は、遅延なく公開するものとする。ただし、道路啓開計画の作成に支障が生じる恐れがあるときは、協議会に諮り、配付資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 協議会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 事務局は国土交通省近畿地方整備局道路部に置くものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第9条 協議会は、法第28条の2第1項の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和7年9月 日から施行する。

近畿道路啓開計画協議会 名簿

(順不同)

機 関	役 職	備 考
【道路管理者】		
近畿地方整備局	道路部長	会長
近畿地方整備局	道路情報管理官	副会長
近畿地方整備局	総括防災調整官	
近畿地方整備局	福井河川国道事務所長	
近畿地方整備局	滋賀国道事務所長	
近畿地方整備局	京都国道事務所長	
近畿地方整備局	大阪国道事務所長	
近畿地方整備局	兵庫国道事務所長	
近畿地方整備局	奈良国道事務所長	
近畿地方整備局	和歌山河川国道事務所長	
福井県	土木部長	
滋賀県	土木交通部長	
京都府	建設交通部長	
大阪府	都市整備部長	
兵庫県	土木部長	
奈良県	県土マネジメント部長	
和歌山県	県土整備部長	
京都市	建設局長	
大阪市	建設局長	
堺市	建設局長	
神戸市	建設局長	
中日本高速道路（株）金沢支社	高速道路事業部長	
中日本高速道路（株）名古屋支社	保全・サービス事業部長	
西日本高速道路（株）関西支社	保全サービス事業部長	
阪神高速道路（株）	保全交通部長	
本州四国連絡高速道路（株）	神戸管理センター所長	
本州四国連絡高速道路（株）	鳴門管理センター所長	
滋賀県道路公社	道路部長	
京都府道路公社	常務理事	
大阪府道路公社	統括マネージャー	

兵庫県道路公社	技術部長	
神戸市道路公社	道路管理部長	
【関係機関】		
近畿地方整備局	港湾空港企画官	
警察庁 近畿管区警察局	広域調整部長	
警察庁 中部管区警察局	総務監察・広域調整部長	
福井県警察	交通部長	
滋賀県警察	交通部長	
京都府警察	交通部長	
大阪府警察	交通部長	
兵庫県警察	交通部長	
奈良県警察	交通部長	
和歌山県警察	交通部長	
陸上自衛隊 中部方面総監部	防衛部長	
福井市消防局	消防局長	
大津市消防局	消防局長	
京都市消防局	警防部長	
大阪市消防局	警防部長	
神戸市消防局	警防部長	
奈良県消防長会	警防・防災部会長	
和歌山市消防局	消防副局長	
(一社) 日本建設業連合会 関西支部	土木工事技術委員会委員長	
(一社) 日本道路建設業協会 関西支部	支部長	
(一社) 福井県建設業協会	会長	
(一社) 滋賀県建設業協会	会長	
(一社) 京都府建設業協会	会長	
(一社) 大阪建設業協会	総合企画委員会委員長	
(一社) 兵庫県建設業協会	会長	
(一社) 奈良県建設業協会	会長	
(一社) 和歌山県建設業協会	会長	
(一社) 建設コンサルタント協会 近畿支部	支部長	
(一社) 関西地質調査業協会	理事長	
(一社) 全国測量設計業協会連合会 近畿地区協議会	会長	
(一社) 大阪府測量設計業協会	会長	
(一社) 滋賀県測量設計技術協会	会長	
(一社) 日本自動車連盟 関西本部	ロードサービス部長	
(一社) 日本自動車連盟 中部本部	ロードサービス部長	

(一社) 日本建設機械レンタル協会 関西ブロック	関西ブロック長	
(一社) 日本機械土工協会 近畿支部	支部長	
関西電力送配電(株) 地域コミュニケーション部	防災グループチーフマネジャー	
北陸電力送配電(株) 福井支社	技術担当課長	
N T T 西日本(株) 関西支店	設備部長	
N T T 西日本(株) 福井支店	設備部災害対策室課長	
(公社) 日本水道協会 関西地方支部	大阪市水道局長	
認定 NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	技術系専門委員	

令和 7 年 2 月 7 日
道路局 路政課

「道路法等の一部を改正する法律案」を閣議決定 ～安全かつ円滑な道路交通の確保と道路分野の脱炭素化の推進に向けて～

昨年 1 月に発生した令和 6 年能登半島地震や、市町村の技術系職員の減少、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、平時からの備えと有事における初動対応の充実、インフラ管理の担い手不足への対応、道路分野の脱炭素化の推進を図るための「道路法等の一部を改正する法律案」が、本日閣議決定されました。

1. 背景

昨年 1 月に発生した令和 6 年能登半島地震においては、発災時における道路啓開の強化や平時からの防災活動拠点の整備、トイレコンテナ等の配備の充実の重要性が明らかになりました。また、橋、トンネル等の老朽化が進む中、担い手となる市町村の技術系職員の減少により、持続可能なインフラ管理が課題となっています。加えて、気候変動に伴い自然災害が激甚化・頻発化する中、道路分野の脱炭素化の推進が急務となっています。

2. 概要

(1) 令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応の深化

- ① 道路啓開計画を法定化し、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施。
- ② 地方公共団体が管理する自動車駐車場について、災害復旧等の拠点として活用するため、国土交通大臣が必要な管理を代行することができる制度を創設。
- ③ 被災地への出動が可能なトイレコンテナ等の平時からの配備を促進するため、その占用許可基準を緩和し、設置に対して無利子貸付制度を創設。

(2) 持続可能なインフラマネジメントの実現

効率的な道路管理を実現するため、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他の自治体が代行できる制度（連携協力道路制度）を創設。

(3) 道路の脱炭素化の推進

- ① 道路管理者が協働して脱炭素化を推進するため、国の道路脱炭素化基本方針に基づき、道路管理者が道路脱炭素化推進計画を策定する枠組みを導入。
- ② 脱炭素技術の活用を促進するため、道路の構造に関する原則に脱炭素化の推進等への配慮を位置づけ、計画に基づく脱炭素化に資する施設等の占用許可基準を緩和。

(4) 道路網の整備に関する基本理念の創設

道路が持続的な成長、安全・安心で豊かな国民生活、地方創生に重要な役割を果たしていることを踏まえ、効率的・効果的な整備、防災機能の確保、脱炭素化の推進等を定めた基本理念を創設。

<問合せ先>

道路局 路政課 有賀、藤原、只埜、関根、高砂、杉崎

TEL : 03-5253-8111 (内線 37-333)、03-5253-8480 (直通)

● 道路法等の一部を改正する法律案

背景・必要性

○ 令和6年1月の能登半島地震では、人命救助・ライフラインの早期復旧・孤立集落への交通確保のための**道路啓開の強化**や平時からの**防災活動拠点の整備、トイレコンテナ等の配備**の重要性が明らかに

○ 橋、トンネル等の老朽化が進む中、担い手となる**市町村の技術系職員の減少**により、道路の防災機能の確保も含め持続可能なインフラ管理が課題
※技術系職員数が0人の市区町村は全体の**約25%**

○ 気候変動に伴い災害が激甚化・頻発化する中、**地球温暖化の影響を防止し、新たな削減目標に貢献**していくためにも、道路分野の**脱炭素化の取組**が重要

⇒ ①平時からの備えと有事における初動対応の充実、②インフラ管理の担い手不足への対応、③道路分野における脱炭素化の推進 により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要



法案の概要

1. 能登半島地震を踏まえた災害対応の深化 【道路法・特措法・財特法】

<初動対応の強化>

○ **道路啓開計画を法定化**、実効性のある計画に基づいた**道路啓開を実施**（承認工事の特例の創設）

<災害時における国による機動的な支援>

○ **災害時における直轄代行制度を拡充**
・災害復旧等のため地方管理の自動車駐車場を活用する場合に必要な管理の代行
・地方道路公社管理道路の災害復旧等の代行

<防災拠点としての自動車駐車場の機能強化>

○ 平時に利用でき、災害時は被災地への出動が可能な**トイレコンテナ等の占用許可基準を緩和**、設置に対する**無利子貸付制度を創設** <予算>
○ **地方管理の防災拠点自動車駐車場**について、**改築等を直轄代行**できる制度を創設

(平時)
・関係者で協議し、啓開計画を策定、定期的に見直し。実践的な訓練等を実施
・防災拠点となる「道の駅」の整備やトイレコンテナ等の配備促進 等

(発災時)
・啓開計画に基づく、道路啓開の実施
・防災拠点となる「道の駅」の管理を国が代行
・トイレコンテナ等の被災地への派遣 等



2. 持続可能なインフラマネジメントの実現 【道路法】

○ 市町村における技術系職員の減少等に対応し、効率的な道路管理を実現するため、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他自治体が代行できる制度（**連携協力道路制度**）を創設



3. 道路の脱炭素化の推進 【道路法・特措法】

○ 道路管理者が協働して脱炭素化を推進するため、国の**道路脱炭素化基本方針**に基づき、道路管理者が**道路脱炭素化推進計画**を策定する枠組みを導入
○ 脱炭素技術の活用を促進するため、**道路の構造に関する原則に脱炭素化の推進等への配慮を位置づけ**、計画に基づく**脱炭素化に資する施設等の占用許可基準を緩和**



4. 道路網の整備に関する基本理念の創設 【道路法】

○ 道路が持続的な成長、安全・安心で豊かな国民生活、地方創生に重要な役割を果たしていることを踏まえ、**効率的・効果的な整備、防災機能の確保、脱炭素化の推進等を定めた基本理念を創設**



(参考) 現行の目的規定：この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

※上記のほか、道路法に基づく負担金等の納付時における充当処理の見直しを実施するとともに、道路整備特別措置法の令和2年改正の際に手当てする必要があった同法第54条について規定の修正並びに道路法の令和3年改正の際に手当てする必要があった同法第102条及び第104条について表現の適正化を行う。

【目標・効果】安全かつ円滑な道路交通の確保と道路における脱炭素化の推進

道路法に基づく道路啓開計画に位置づけられた道路啓開訓練実施率：(2024年)規定なし → (2026年)国100%

道路照明のLED化率：(2023年度)国約44% → (2030年度)国100%

令和7年4月16日
道路局路政課

「道路法等の一部を改正する法律」が成立し、
その一部の施行に伴う関係政省令が公布及び施行されました
～改正法の円滑な施行を図ります～

令和7年4月9日、「道路法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、このうち、国土交通大臣による災害復旧等のため地方自治体が管理する自動車駐車場を活用する場合に必要な管理の代行等に係る改正規定については、公布の日（令和7年4月16日）から施行されるため、その施行に伴う関係政省令が本日公布及び施行されました。

1. 概要

改正法は、自然災害の頻発や道路の老朽化等により、安全かつ円滑な道路交通の確保の重要性が増大していることを踏まえ、道路における平時からの備えと有事における初動対応の充実等の措置を行うものです。

改正法においては、

- ・道路啓開計画の法定化
 - ・国土交通大臣が災害復旧等のため地方自治体が管理する自動車駐車場を活用する場合に必要な管理を代行する制度
 - ・国土交通大臣が地方道路公社の管理する道路の災害復旧等を代行する制度
- に係る事項について、改正法の公布の日から施行することとされました。

改正法は、令和7年4月9日に成立したところであり、改正法の公布・一部の施行に合わせ、必要な規定の整備を行う必要があります。

2. 関係政省令の改正

- (1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）について、国土交通大臣が都道府県又は市町村に代わってこれらの地方自治体の管理する自動車駐車場の管理を行う場合に代行する権限等について規定の整備を行うほか、国土交通大臣が地方管理道路の災害復旧等の代行時に併せて行使できる権限として、占用許可等を行うにあたって必要な警察署長との協議に係る権限を追加するとともに、道路啓開の代行時に併せて行使できる権限として、災害時における車両の移動等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6）に係る権限を追加します。
- (2) 道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）及び道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）について、国土交通大臣が地方道路公社の管理する道路の災害復旧等を行う場合に代行する権限及び必要な技術的読替え並びに必要な手続き等を規定することとします。
- (3) その他所要の改正を行います。

<問合せ先>

道路局 路政課 有賀、藤原、只埜、片岡、杉崎、松崎

TEL : 03-5253-8111 (内線 37-333)、03-5253-8480 (直通)



新たな 道路啓開計画の 枠組み

令和7年6月20日

国土交通省道路局



道路啓開とは、緊急車両の通行確保のため、発災直後より、道路上に堆積した土砂や瓦礫等の障害物の除去や段差解消等を行い、被災地への救援ルートを切り開く作業のことです。

改正道路法における道路啓開の枠組み

道路啓開計画を法定化、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施（承認工事の特例の創設）

※道路啓開：土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

背景・必要性

能登半島地震等を受けた「道路啓開」の重要性の認識
（人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保）

激甚化・頻発化する
自然災害への対応強化

これまでの全国の
啓開実績の反映

改正概要

道路啓開計画の策定 及び 記載内容の明確化

対象災害、啓開目標、対象路線・区間、啓開方法、資材・機械の
備蓄・調達、訓練、情報の収集・伝達方法 等

→ 法定協議会（道路管理者＋関係機関）を経て決定

令和6年能登半島地震における道路啓開

- STEP1 各役所（輪島市、能登町、珠洲市）までのアクセス（縦軸・横軸）を確保
- STEP2 多数の孤立集落があるR249等の沿岸部へのアクセス（「くしの歯」の「歯」）を優先的に確保
- STEP3 R249等の沿岸部の孤立集落への啓開を実施



道路啓開の実効性の向上

① 管理区分を超えた啓開作業



事前に協議した対象路線に対し、当該道路管理者以外の者が円滑に作業できるよう措置

② 実践的な啓開訓練



多くの関係者の協力のもとで車両・ガレキ移動、倒壊電柱除却などの訓練を実施

③ 定期的な計画見直し



策定後の災害対応の実績や、地域の災害想定の見直し等を踏まえて計画を見直し

今後の予定

令和7年4月16日

改正道路法 公布・施行

令和7年6月20日
(本日)

基本政策部会
新たな道路啓開計画の枠組み<報告>

令和7年 夏頃

道路啓開計画ガイドライン【地震・津波災害】 策定・公表

※順次、他の自然災害について検討

令和7年 夏頃

広域ブロック単位
道路啓開計画法定協議会 設立



令和7年度内目標

広域ブロック単位
道路啓開計画 策定・公表

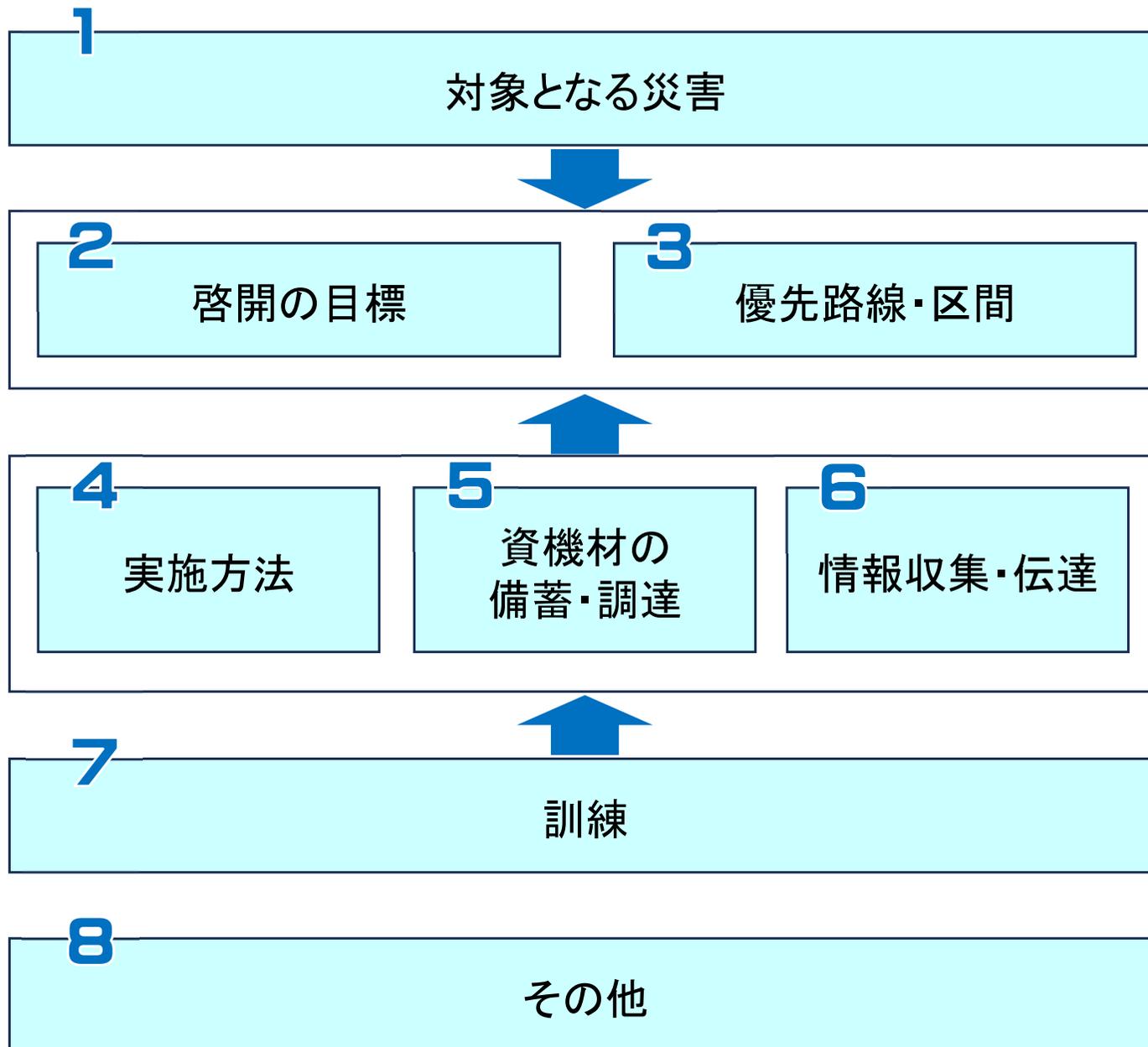
都道府県単位
道路啓開計画法定協議会 設立



令和8年度内目標

都道府県単位
道路啓開計画 策定・公表

道路啓開計画の基本的な構成



自然災害の種類

地震・津波災害

火山災害

雪害

風水害

計画策定単位

広域ブロック単位

都道府県単位

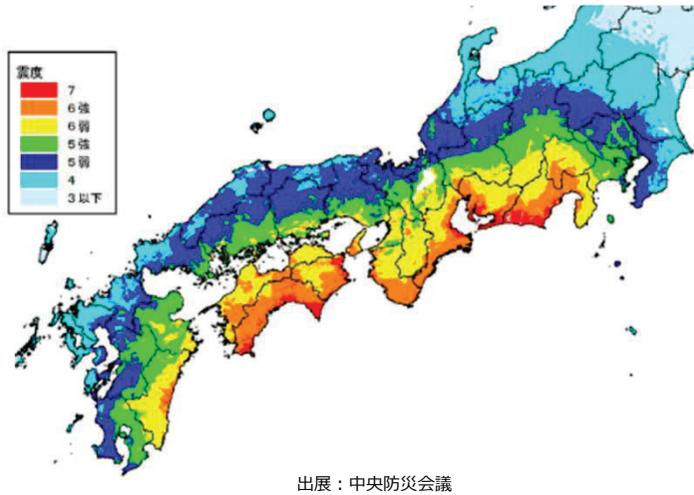
1. 対象となる災害

(1)

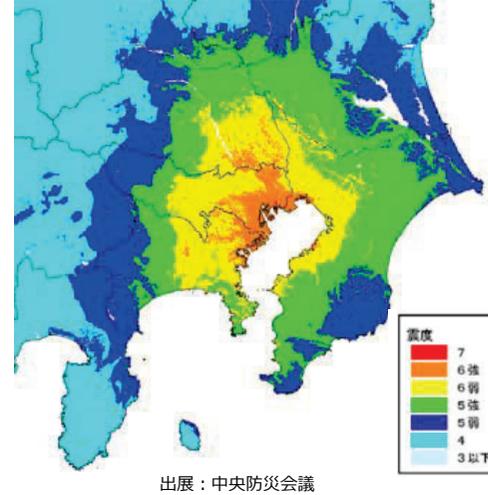
広域

整備局等
ブロック単位

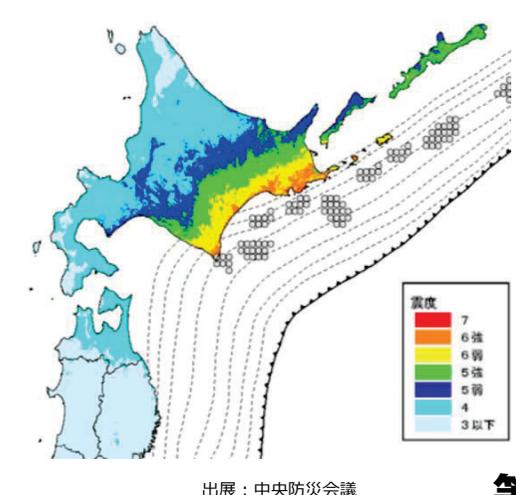
南海トラフ地震



首都直下地震



日本海溝・千島海溝地震



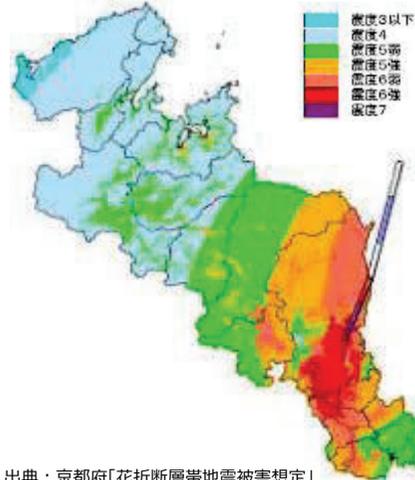
等

(2)

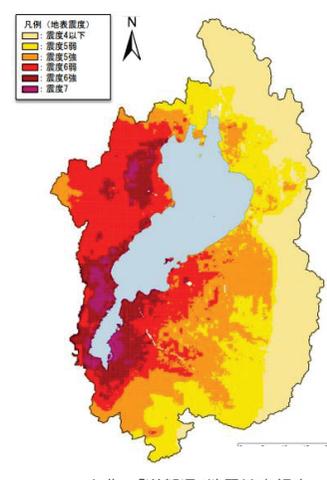
地域

都道府県
単位

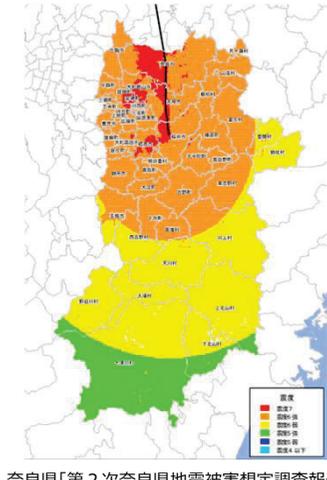
京都府
花折断層帯地震



滋賀県
琵琶湖西岸断層帯地震



奈良県
奈良盆地東縁断層帯地震

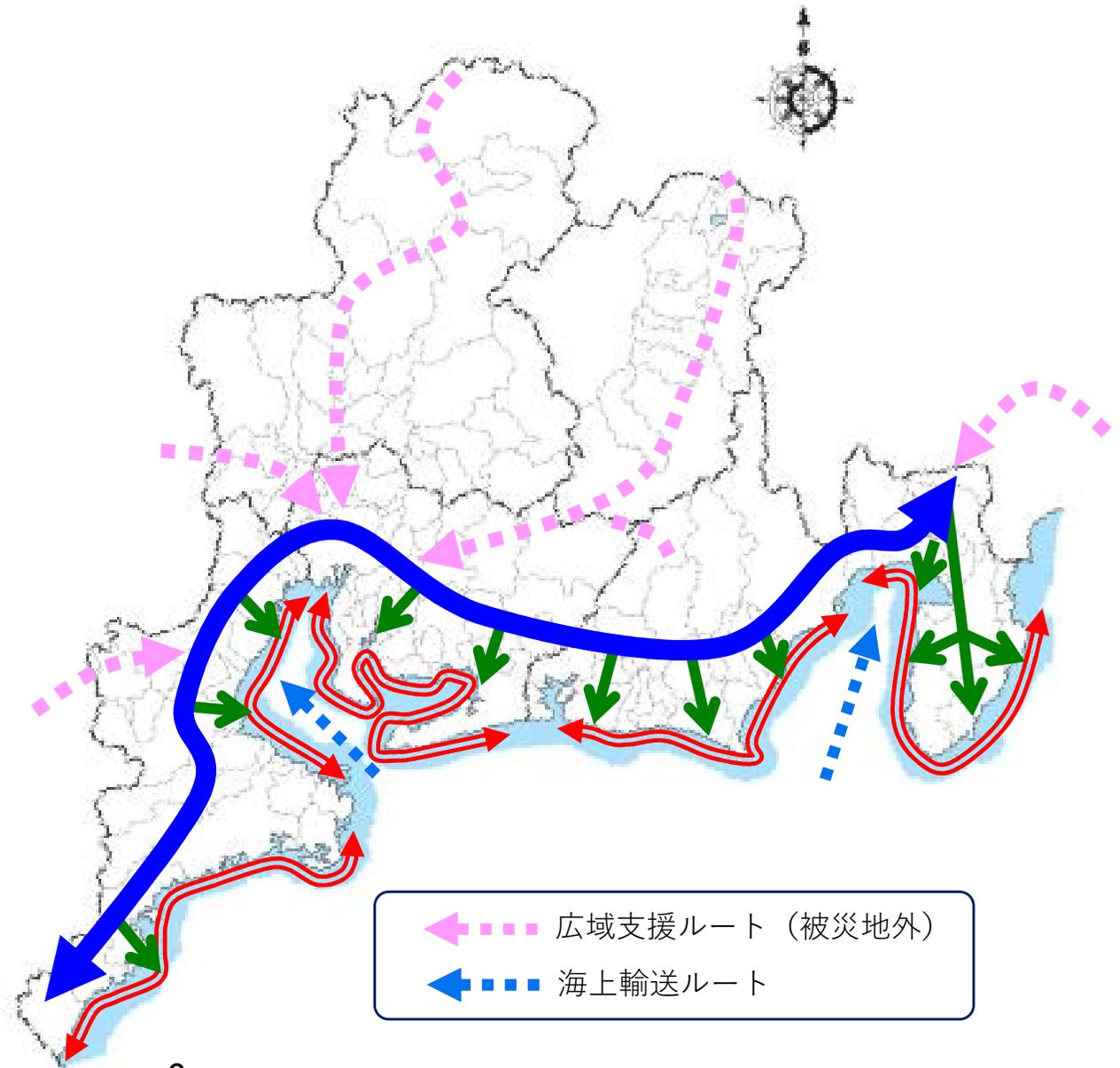


等

「2. 啓開目標」と「3. 優先路線・区間」

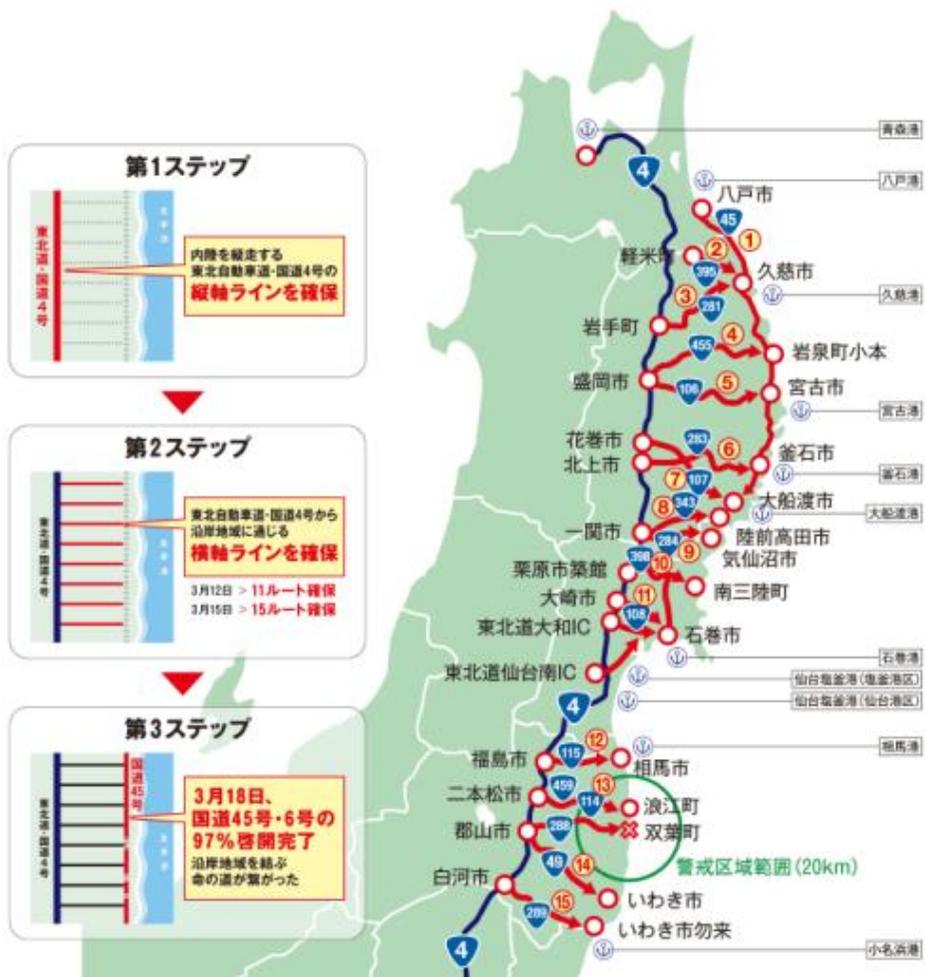
例：中部版「くしの歯作戦」（令和7年3月改訂）

中部地方幹線道路協議会
中部管理防災・震災対策検討分科会



(参考) 各ブロックのオペレーション例

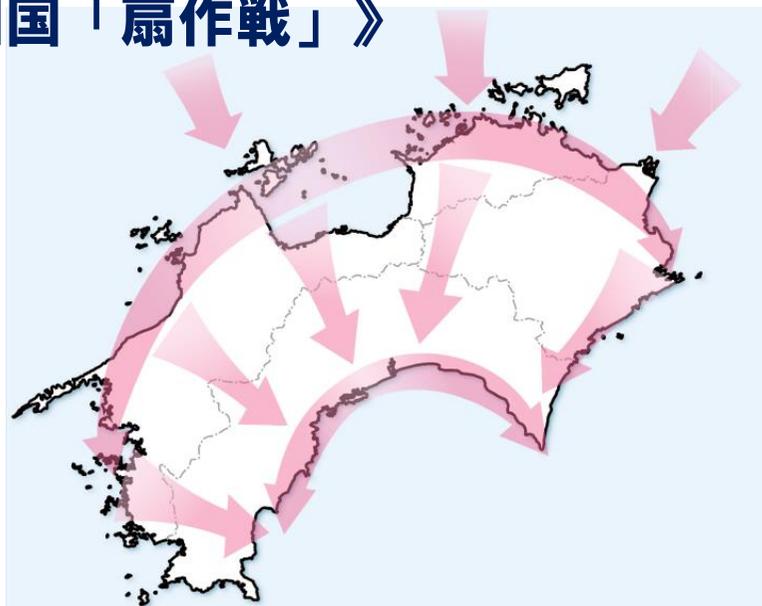
《東北「くしの歯作戦」》



《関東「八方向作戦」》



《四国「扇作戦」》

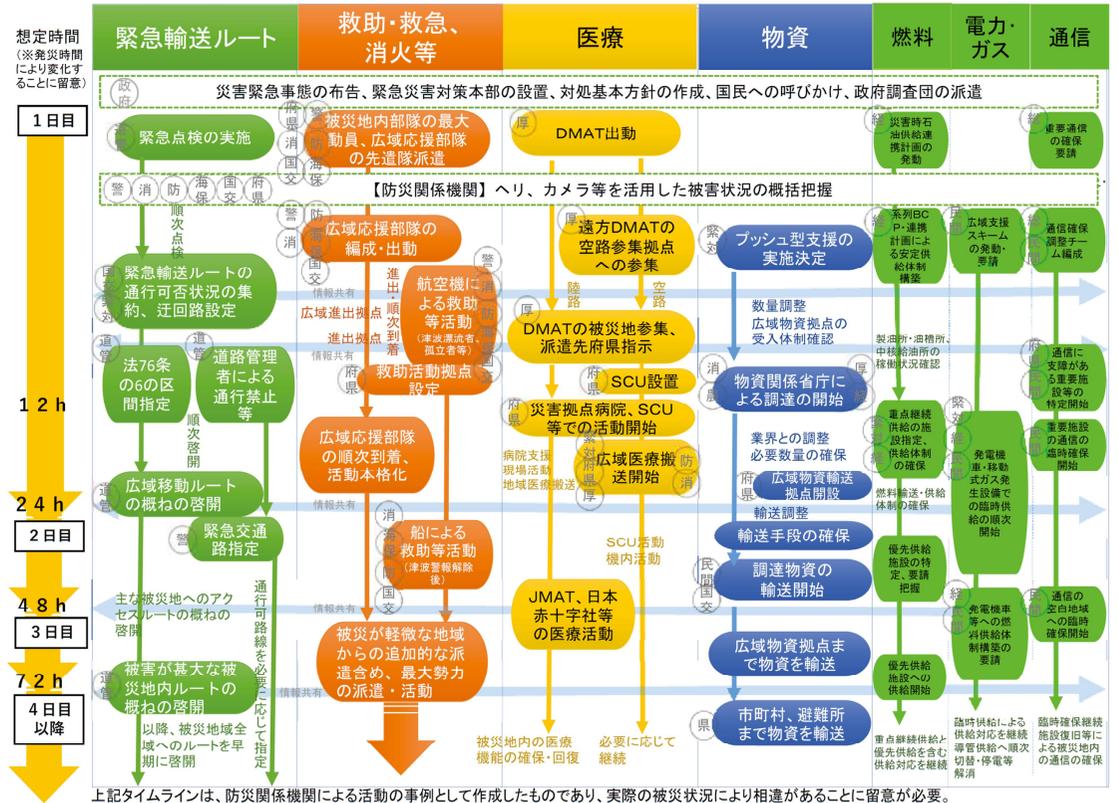


4. 実施方法<タイムライン>

例：東北道路啓開計画【初版】 (令和6年12月)より抜粋

想定時間 (目安)	災害 シナリオ	道路管理者				関係機関			関係業協会・事業者				
		市町村	県	東北地方 整備局	NEXCO	警察	消防	陸上自衛隊	建設業協会	東北電力・ 東日本電信 電話・レッ カー協会			
0 h	大規模災害発生 津波警報発表 津波到達 (第2波以降も留意)	・道路巡視の開始(被災状況把握) ⇒状況に応じて通行止め措置 ・防災AVI/A7等による被災状況把握				交通規制、 誘導	救命救助 活動	災害派遣 要請受理	体制確保	体制確保			
		・津波浸水想定域の進入規制開始				救助・捜索 活動		災害派遣 活動	会場所へ 自主参集				
		・通行止め措置の開始(適時) ・迂回路の設定(通行可能路線の把握)											
		・参集場所責任者の指示により道路啓開作業を順次開始(津波浸水想定域は警報解除後)											
		・啓開路線・体制の共有											
		・協力要請 (建設業協会、電力、NTT、レッカー協会)				協力要請受理							
		・災対法に基づく区間指定、通知 (適時)				緊急交通路 指定、通知							
		・道路啓開作業の開始(津波浸水想定域は警報解除後)											
		・啓開作業の指示、監督 ・関係機関との連絡調整 (リエゾンによる地域の啓開要望の 把握含む)				被災者の 搬送 ・貴重品の 確認 ・道路啓開 作業 ・交通規制		被災者の 救助、搬送 ・危険物の 処理		被災者の 搬送 ・道路啓開 作業		倒壊電柱 等の撤 去 ・放置車両 の移動	
		・道路の被災状況とりまとめ											
・被災状況の共有 ※その後も適時実施													
・道路の被災状況に応じた啓開ルートの 再設定													
・応急復旧工事の要請				応急復 旧工事の 実施									
・設備の応急 復旧工事の 実施													
・高規格道路は、被災が小規模で啓開が容易な区間は1.2時間以内の啓開完了を目指す。 (被災が大規模で早期啓開が困難な区間は、並行する代替路も含めて1.2時間以内の緊急交通の確保を目指す)													
1.2 h	津波警報解除	・進入規制区間については、津波警報解除後に、被災状況の把握と、道路啓開作業を開始											
・啓開進捗状況の共有(随時)													
2.4 h		・最重要防災拠点(アクセス優先度1)への到達を目指しつつ、優先すべき「啓開路線」の啓開を完了する											
・啓開進捗状況の共有(随時)													
4.8 h		・重要防災拠点(アクセス優先度2・3)への到達を目指しつつ、全ての最重要防災拠点(アクセス優先度1)への啓開を完了する											
・啓開進捗状況の共有(随時)													
7.2 h		・全ての重要防災拠点(アクセス優先度2・3)への啓開を完了する											
・啓開進捗状況の共有(スナップごとに)													
道路啓開完了		・啓開路線の拡幅等を随時実施											
応急復旧完了										被災地内の 通信確保、 停電等解消			

例：中国地方道路啓開計画 (令和7年1月)より抜粋



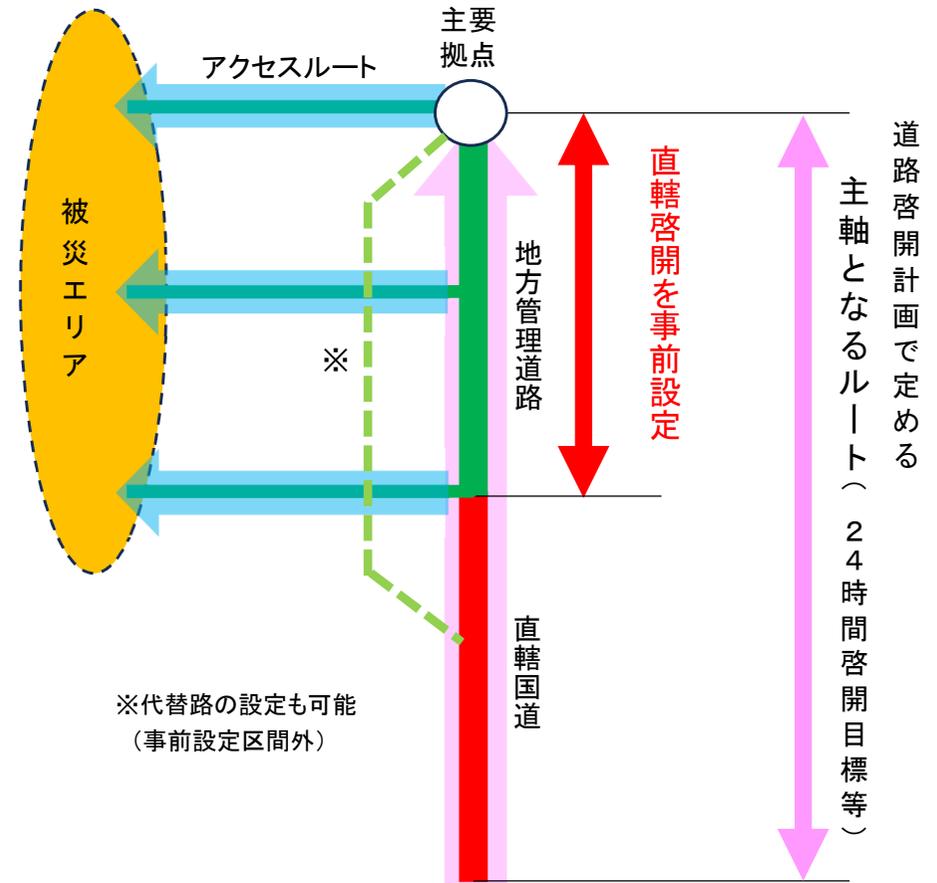
(1) 能登半島地震の実例

北陸地整が啓開支援した路線(令和6年1月5日時点)

- 能登半島の軸となる路線について、主要な拠点(輪島市、珠洲市)までの区間を県からの要請に基づき直轄で啓開。
- 道路啓開計画では、主に24時間で啓開する広域啓開ルートが中心。
- のと里山海道は大きく被災したため、並行する国道249号を啓開。



(2) 今後の検討



地域の実情を踏まえて協議会で検討し、
道路啓開計画に反映

※大量の放置車両がある場合など、権限代行への移行の考え方も整理

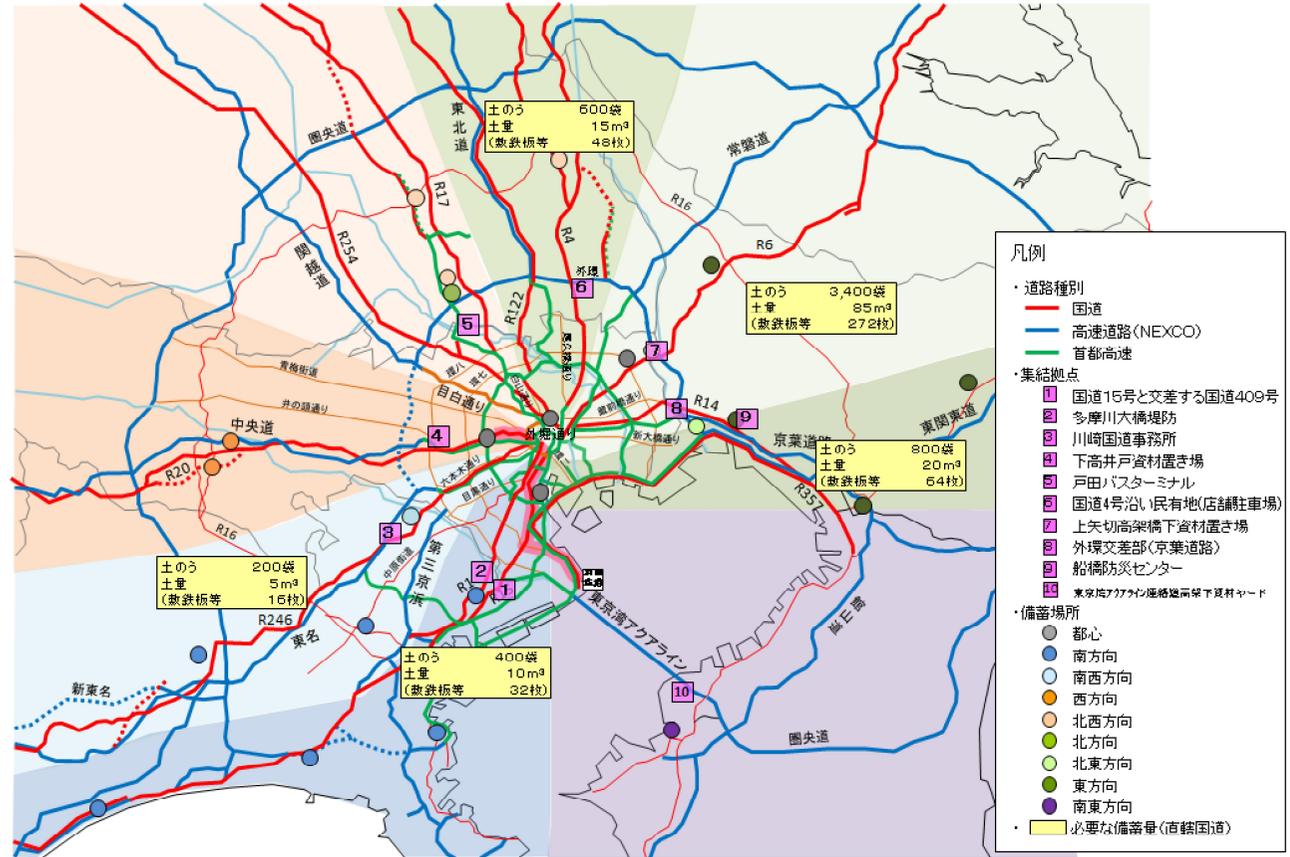
5. 資機材の備蓄・調達

例：首都直下地震道路啓開計画（第4版）（令和6年7月）より抜粋

■被災想定を踏まえた資機材材料

方位	事務所名	路線名	資機材量(橋梁段差) ^{※1}		
			土のう(袋)	土量(m ³)	敷鉄板等(枚)
1. 南	横浜国道	R1	200	5	16
		R15	200	5	16
		小計	400	10	32
2. 南西	川崎国道	R246	200	5	16
3. 西	相武国道	R20	0	0	0
4. 北西	大宮国道	R17	0	0	0
		R254	0	0	0
		小計	0	0	0
5. 北	北首都国道	R4	600	15	48
6. 北東	首都国道	R6	1,800	45	144
		R14	1,600	40	128
		小計	3,400	85	272
7. 東	千葉国道	R357	800	20	64
合計			5,400	135	432

■資機材の備蓄場所



必要量

備蓄量

(要定期確認)

不足量

調達計画

例：〔石川県発表〕被災等の状況について（第24報令和6年1月8日14時00分現在）より抜粋

令和6年能登半島地震による被害等の状況について（危機管理監室）



2	孤立集落・要支援集落等	※人数は市町からの報告値（不明箇所等の詳細は確認中）	
	輪島市の孤立集落		
	大屋(182人)、河原田(不明)、鶴巣(729人)、町野(104人)、南志見(222人)、西保(814人)、仁岸(7人)、小山(26人)、諸岡(61人)、上河内(7人)、小石(8人)、本郷(3人)、浦上(303人)、七浦(351人)等	14地区	2,817人
	珠洲市の孤立集落		
	真浦(4人)、清水(15人)、仁江(43人)、片岩(37人)、長橋(50人)、大谷(346人)	7地区	495人
	宝立町大町(不明)		※宝立町小屋は孤立解消済み。引き続き支援。
	穴水町の孤立集落		
	麦ヶ浦(20人)	1地区	20人
	能登町の孤立集落		
	水滝(5人)、柳田信部(8人)	2地区	13人
		合計24地区	3,345人

※その他、被災地域全域に要支援集落等が存在

※孤立集落

中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車での通行可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態となっている集落。

- 地震、風水害に伴う土砂災害等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- 地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷
- 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
- 地震または津波による船舶の停泊施設の被災

※要支援集落：孤立は解消されたが、引き続き支援が必要な地域

7. 実践的な訓練

これまで（不定期）

放置車両の移動



災害発生時に緊急車両の通行の妨げとなる放置車両を移動するための作業手順などを確認

今後の充実（毎年の計画的な実施）

倒壊した電柱や倒木の撤去

孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた優先ルートを選定

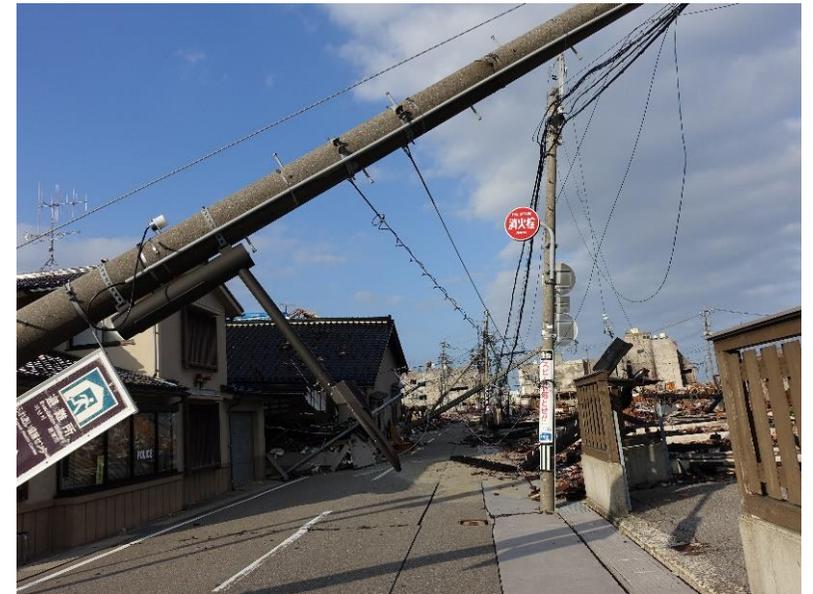
被災情報等の収集や建設業者等への情報の伝達

海路、空路等を活用した啓開ルート確保

等

8. その他

- ① 協議会の設置・運用
- ② 定期的な計画見直し
- ③ 電柱倒壊等のリスク
- ④ 道の駅の活用
- ⑤ 道路ネットワークの課題
- ⑥ 複合災害への対応



能登半島地震により倒壊した電柱



実働部隊が集積する「道の駅」

令和7年9月4日
(今回)

令和7年度
第1回 近畿道路啓開計画協議会 開催



ワーキンググループで実務的な検討を実施

※実務者レベルで構成予定

※今後、各機関と調整し担当者を設定



近畿道路啓開計画協議会



令和7年度内目標

改正道路法に基づく
近畿道路啓開計画 策定・公表

令和8年度

各府県単位 道路啓開計画協議会 設立



各府県単位 道路啓開計画 策定・公表